

特定健診・特定保健指導 (こくほ)だより

【第8号】2018年2月19日発行

(発行元)
静岡市葵区春日二丁目1番27号
静岡県国民健康保険団体連合会
(総務部事業課特定健診・保健指導係)
Tel: 054-253-5576
◀HP掲載▶
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

第三期特定健診等実施計画期間の見直し

1. 特集

「第2弾」特定保健指導に関する項目

(情報提供)

第三期特定健康診査等実施期間(平成30年度～平成35年度)における制度改正の運用の見直しが厚生労働省から示されました。

ついては、今回は第2弾として「特定保健指導」に関わる運用の見直し内容をまとめましたので、特定保健指導の運用の参考に情報提供いたします。

(改正内容の概要)

- ①行動計画の実施気評価の時期
- ②初回面接と実績評価の同一機関要件の廃止
- ③初回面接のグループ支援の運用緩和
- ④特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善
- ⑤積極的支援の運用弾力化(動機付け支援相当)
- ⑥積極的支援対象者に対する柔軟な運用(モデル実施)
- ⑦情報通信技術を活用した初回面接

※前月号[1/17発行]の記載誤りについて(お詫び)

「特集 特定健康診査に関する項目(※一部抜粋)」の詳細な健診の項目にある「眼底検査」の選定基準の記載において、拡張期血圧の数値に誤りがありました。ご迷惑をおかけいたしました。正しくは拡張期血圧「90mmHg以上」であります。現在、修正後の内容で本会ホームページに掲載ありますので、ご確認ください。

◆(関連記事)「特集 特定保健指導に関する項目(※一部抜粋)」を参照ください。(次ページ)

3. よくあるエラーの問い合わせ

受付エラー連絡書

問)エラーメッセージ

「窓口負担区分が「保険者上限額」の場合の請求情報の設定について」

回答)説明と対処

設定方法の解説

◆窓口負担情報

受診券に記載されな内容をそのまま設定

- ・窓口負担区分 = 4(保険者の負担上限額)
- ・負担金額 = 受診券面記載の額

◆決済情報

- ・単価関連情報
保険者と単価契約した内容(契約書「単価内訳書」参照)
- ・窓口負担情報
受診者が窓口で負担した額
- ・合計の情報
①単価(合計)⇒上記単価関連情報の合算額
②窓口負担金額(合計)⇒上記窓口負担情報の合算額
請求金額 = ① - ②

◆【本会(支払代行機関)からの連絡事項】◆

- 1) 請求媒体の提出先住所
⇒〒420-0823 静岡市葵区春日2丁目1番27号 事業課特定健診・保健指導係)宛
- 2) 請求提出期限について
⇒毎月5日が請求媒体(FD、CD-R等)の提出期限です。(※医療請求の提出期限とは異なります。)
- 3) 本会ホームページでも過去発行の当たよりが閲覧できます。是非ご覧ください。



2. 『お知らせ』コーナー

(第三期)請求データのペナダテスト実施

◆(ご案内)

第三期特定健康診査等対応に伴う特定健診等機関システム開発ペナダテストの実施について

【実施内容等】

- 1 テスト開始時期
平成30年3月12日(月)より受付開始
- 2 実施者
国民健康保険中央会
- 3 テストの依頼方法、実施要綱等
2月26日(月)にHP掲載

※詳しくは、国民健康保険中央会HP
(下記URL) 掲載の情報をご覧ください。
URL:<https://www.kokuho.or.jp/system/specific.html>

特集 特定保健指導に関する項目 (※一部抜粋)

☆運用の見直しについてまとめておりますが、契約により方法等が異なる場合があります。

見直し項目	項目名(キーワード)	変更内容	備考
行動計画の実績評価の時期	実績評価実施時期	行動計画の策定日からの実績評価時期について、現行の6か月後の 実績評価を3か月後としてもよい が、3か月後評価時点で改善状況を確認・評価し、 改善していなければ現行どおり6か月後目で実施してもよい 。	3か月後時点での改善状況の評価するとともに、利用者の特性に応じて選択する必要がある。
初回面接と実績評価の同一機関連要件の廃止	実施者	保険者と委託先との間で 適切に保健指導対象者の情報が共有され、保険者が当該対象者に対する特定保健指導全体の総括・管理を行う場合は 、初回面接実施者と実績評価を行う者が同一機関であることを要しないこと。	当要件の廃止の方法を選択した保険者には「特定保健指導調整責任者」を設置し、手順書等の作成、保健指導全体の総括・管理、諸連絡等を行い、対象者ごとの機微なる情報を慎重に取り扱いながら、対象者ごとの情報を不備なく丁寧につなげていく。
初回面接のグループ支援の運用緩和	グループ支援	対象者数に応じて対応が現場で可能となるよう、現行の1グループ「8人以下」を「 おおむね8人以下 」、「80分以上」を「 おおむね80分以上 」とする。	保健指導実施者1人がグループ支援で対応可能な人数は限られ、人数が多い分、高いスキルが求められる。保健指導の質を維持する前提で、現行~若干名増加しても、あるいは若干分数が満たなくても実施可能。
特定健診当日に初回面接を開始するための運用方法の改善	初回面接の分割実施を可能	特定健診受診当日に血液検査を含むすべての健診結果が揃わない場合の初回面接の分割実施 健診当日 に腹囲・体重・血圧・喫煙歴等の状況から対象と見込まれる者に対して初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。 後日 、すべての結果から医師が総合的な判断を行い、専門職が本人と行動計画を完成する。 なお、初回面接を分割実施する場合、2回目の初回面接②は、初回面接①の実施後遅くとも3か月以内に実施することとする。行動計画の実績評価については、積極的支援と動機付け支援とともに、行動計画の策定が完了する初回面接②から起算して最低3か月経過後である。	本件を導入する際には、関係者の合意をはじめ、契約締結前に詳細を取り決めておく必要がある。 また、現行の集合契約とは異なるルールとなるので、十分に確認して、間違いや混乱のないように準備することが必要。 契約において実施機関、保険者の各々の実施する旨の意思表示が前提条件であり、また、受診者が健診当日に初回面接を利用できるセット券を提示して受診が必要です。 ※セット券＝受診券整理番号18512345678(H30年度例) 受診券整理番号の左3桁目(種別)が 5 のもの
積極的支援の運用弾力化	動機付け支援相当	積極的支援対象者のうち、 ①前年度において積極的支援に該当し、かつ前年度に 3月以上の継続的な支援を含む積極的支援を終了した者 で、当該年度の特定健診結果で前年度と比べ腹囲・体重の値が一定程度減少している(継続支援180pt未満でも) ② 行動計画の実績評価を行う時点で 、当該年度の特定健診結果と比べて腹囲・体重の値が一定程度減少している(ただし喫煙者は喫煙指導を受けた者に限る)	保険者が対象者を選定する 2年連続していない場合は本件には該当しない ※利用券整理番号18412345678(H30年度例) 利用券整理番号の左3桁目(種別)が 4 のもの 20180316訂正(種別番号) 正)4 誤)3
積極的支援対象者に対する柔軟な運用	特定保健指導のモデル実施	積極的支援対象者に対する3か月以上の継続的支援におけるポイントの在り方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指導等を検証するために、柔軟な運用になる特定保健指導のモデル実施を行う。 <モデル実施の要件> ①初回面接と行動計画の実績評価を行っていること ②行動計画の実績評価の時点で、腹囲及び体重の値が当該年度の健診結果に比べて改善していること ③喫煙者に対しては、昇順的な健診・保健指導プログラムを参考に喫煙指導を実施していること ④当該保健指導対象者に対して行った継続的な支援の実施状況を厚生労働省に実績報告すること	要件②の改善とは、腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者(又は健診時の体重に0.024を乗じた体重(kg)以上、かつ同体重(kg)と同じ値の腹囲(cm)以上の減少)とする。 ※利用券整理番号18612345678(H30年度例) 利用券整理番号の左3桁目(種別)が 6 とする 本件の費用決済について、国保連合会(代行機関)では請求受付は取り扱っておりません。契約保険者と調整願います。 20180316訂正(種別番号) 正)6 誤)4
情報通信技術を活用した初回面接	遠隔面接	テレビ電話やタブレット端末等を効率的に活用することにより、効率的な実施が可能となる。	保健指導実施者にとっては、対象者との信頼関係の醸成や適切な距離感の保持において、直接の面接よりもさらに高いスキルが必要となるので、十分な準備期間等必要。

※ 見直しの詳細については、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(案)(第3版)」、「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版案)」を参照のこと